

令和 8 年度 立科町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 4 月 1 日作成

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、当町における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、当町のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める施設

- ① 就労継続支援施設（B型）
- ② 生活介護施設

5 調達の対象品目及び調達目標

優先的に調達すべき物品等及び町が達成すべき調達の目標額は、次のとおりとする。

(1) 物品

- ① 食品類
- ② 農作物等（野菜、草花、種苗等）
- ③ 雑貨・小物（雑巾、マスコット等）
- ④ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ① 清掃
- ② 草刈り、花壇整備
- ③ 軽作業（紙折り、封入、組立て等）
- ④ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

令和 8 年度の調達目標は、前年度以上とする。

6 調達推進方法

- (1) 町は、障害者就労施設から調達可能な物品を物品購入及び役務提供について情報を収集し、これらの情報に基づき各機関に対して優先調達を依頼する。
- (2) 各機関は、地方自治法施行令及び立科町財務規則等に定める随意契約を勘案し、障害者就労施設等からの調達を推進する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 町は、調達方針を作成し、又は見直したときは、町ホームページ等で速やかに公表する。
- (2) 町は、当年度の調達実績を翌年度の5月末までに取りまとめ、町ホームページ等で公表する。

8 当該調達方針に基づく事務等

- (1) 総務課財政係 調達方針及び調達実績の作成・公表、調達の推進等に関すること。
- (2) 町民課福祉係 障害者就労施設等との連絡調整及び調達可能な物品等の情報収集等に関すること。